

業務委託仕様書

1 業務の名称

ともに支え合う地域のつながり創出事業業務委託

2 委託の目的

適切な支援につながらずに課題を抱える人を必要な支援へつなぐため、地域に新たな居場所（交流や活躍の場）を整備し、そこで把握した支援対象者を切れ目なく支援へ結びつける「地域のつながり」を創出することにより、誰もが役割と生きがいを持ち、安心して暮らせる地域共生社会の実現を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月24日まで

4 委託業務の内容

(1) 「地域共生社会推進プラットフォーム」事務局運営

※ 「地域共生社会推進プラットフォーム」の位置づけ

世代や国籍、心身の状況に関わらず、互いに支え、支えられながら多様な関係者が参加・協働する「地域共生社会」の実現のためには、行政、社会福祉協議会、医療・保健・福祉関係機関、NPO、企業、教育機関など多様な主体がそれぞれの役割を果たし連携し、制度や分野の「縦割り」を超えた協働を進めることが不可欠であることから、その連携体制の基盤として構築するものである。

① プラットフォーム会員へ参画する機関・団体等（プラットフォーム会員）の掘り起こし及び参画への呼びかけ

宮崎県内において、地域共生社会の実現に向けた取組を行っている機関・団体等や、取組に向け意欲を有する機関・団体等について情報収集し、プラットフォームへの参画を呼びかけること。

※ プラットフォーム会員の例（想定）

<福祉・支援関係団体>

高齢者、障がい者・障がい児、困難な環境にあるこども・若者・子育て世帯、生活困窮者、ひきこもり、困難な課題を抱える女性、外国人、犯罪者、孤独・孤立、ヤングケアラー、単身高齢者・身寄りのない高齢者、死にたいほどつらい気持ちを抱えている方等の支援に関わる団体等

<多様な分野の担い手>

地域づくり団体、民間企業、スポーツ団体、中間支援団体、地域運営組織等

② ワークショップの企画・開催

プラットフォーム会員が互いの活動や取組を理解し、互いの強みを生かして新た

な取組を展開したり、頼り合える関係となるよう、相互理解と連携体制構築を目的としたワークショップを行うこと。ワークショップは、県内2地区で各1回（計2回）以上開催すること。

(2) WEBサイトを通じた情報提供

① WEBサイトの構築

地域共生社会に関する県民の理解を広め、地域共生社会推進に関わる個人・団体等の裾野を広げるため、地域共生社会の理念やプラットフォーム会員の情報等を紹介する魅力的なWEBサイトを構築すること。WEBサイト構築にあたっては、福祉分野に馴染みのない層にも関心を持ってもらいやすいようなデザインコンセプト（配色、写真・イラストの活用方針等）とし、視覚的に県民の興味・関心を強く惹きつける構成とすること。また、その内容を企画提案書に記載すること。なお、企画提案にあたっては、以下の留意点を踏まえること。

【留意点】

- ・ PC、タブレット、スマートフォン等の主要なデバイス及び OS 環境において、快適に閲覧・操作できるよう、レスポンシブウェブデザインを採用すること。
- ・ 魅力的なイメージ画像、動画を自由に配置できる機能を有すること。
- ・ コンピュータウイルス、不正アクセス、ホームページ改ざん等の外的な脅威に対する防止策について万全の対策を講じること。

② 掲載コンテンツの作成

県内における先駆的な取組事例を紹介する記事等を作成・掲載すること。作成にあたっては、単なる取組報告に留まらず、読み手が自らの暮らしや地域活動において取組を実践するきっかけとなるような構成とすること。

(3) 「地域共生社会推進フォーラム」の開催

地域共生社会に関する県民の理解を広め、地域共生社会推進に関わる個人・団体等の裾野を広げるため、県民が広く参加可能なフォーラムを開催すること。実施時期は県と協議の上、決定すること。また、企画提案にあたっては、次に示す企画必須項目を企画内容に盛り込むこと。

【企画必須項目】

- ・ 参加者が地域共生社会の理念を理解し、自らの暮らしや地域活動において取組を実践するきっかけとなるような講演の企画
- ・ 宮崎県内において地域共生社会の実現に向けた活動や取組を行っている機関・団体等を魅力的にわかりやすく紹介する企画
- ・ 地域共生社会の理念等を伝えるリーフレットの企画及び作成
- ・ 参加者の属性や、参加後の理解度等を測定するアンケート等の実施

(4) 地域のつながり創出モデル事業への伴走支援

県が「地域のつながり創出モデル事業補助金（仮）」により交付決定したモデル事業実施団体に対し、居場所づくりの実践経験や他団体への伴走支援経験を基に、モデル事業の効果的な実践のための助言や、関係機関との調整支援等の伴走支援を行うこと。

5 成果報告書の作成

成果報告書一式（電子データ及び紙媒体）

6 その他

- ・ その他、地域共生社会の実現に資する効果的な取組について、予算の範囲内で実施可能なものがあれば、独自に提案すること。
- ・ 本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- ・ 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。